

歌志内市議会会議録

第2日目（平成27年6月25日）

（午前 9時54分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

若干、定刻前ですけれども、皆さんおそろいですので、これより会議を始めます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山崎瑞紀さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序1、議席番号4番下山則義さん。

一つ、歌志内市の福祉について。

一つ、歌志内市のまちづくりについて。

以上、2件について。

下山則義さん。

○4番(下山則義君) おはようございます。

それでは、早速今回の一般質問に移らせていただきます。

なお、今回の一般質問は、改選後、1回目の議会でございます。以前にも質問していた内容、それをこの4年間続けていくために、足固めとして、ある程度繰り返しの質問になるところもございますが、質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、件名の1、歌志内市の福祉についてでございます。

歌志内市では、高齢化率45%を超え、今後も急速に高齢化が進むというふうに言われております。

そこで、当市では、高齢者の支援として、介護教室や認知症講座、それらを開催し、高齢に伴って、身体的、精神的機能の低下や認知症について、それらの知識を市民の方々に身につけていただくために講座を開催しております。

そこでお伺いいたしますが、1、今年度、当市で実施する高齢者支援のための講座、教室、そして講演会等についてをお伺いいたします。

2番であります。開催している各講座、教室、講演会等に参加している市民の方々の人数についてお伺いをいたします。

次に、件名2番目の質問であります。歌志内市のまちづくりについてからの質問でございますが、まちづくりにつきましては、今までもさまざまな形で質問を実施しております。

次の項目につきましても、今後の方向性をお伺いいたしたいと思っております。

まず、市営プールについてであります。

市営プールにつきましては、老朽化のために、今年度から実施せずに、赤平市等のプールを利用する、その答弁が第1回定例議会で行われました。

そんな中で、今後、歌志内市の市営プール、その建設の有無につきましてお伺いをいたします。

次に、認定こども園についてであります。

1番目、就学前の児童の児童数、人数ですね。そして、園舎の老朽化などの理由から、幼保を一体化して認定こども園をつくっていくというお話がございます。今後の過程につきましてお伺いをいたしたいと思っております。

②でございます。認定こども園での就学前教育と保育、それらのバランスにつきましてをお伺いいたしたいと思っております。

次に、公園についての質問であります。

当市の公園では、草刈りや遊具の点検等、管理運営状況につきましてお伺いをいたします。

次に、公園の利用状況でございますが、それらにつきましてもお伺いいたします。

以上、件名2件、質問内容につきましては7件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(川野敏夫君) 理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長(虻川善智君) 私のほうから、件名1番の歌志内市の福祉についての①、②、そして、2番目の認定こども園についての①、②についてお答えいたします。

まず、歌志内市の福祉についての①でございます。

当市で実施している高齢者支援のための講座等についてでございます。

包括的支援事業として実施する認知症サポーター養成講座を1回、介護教室を4回、介護予

防事業として実施する介護予防講話会を1回、元気はつらつ教室を33回、介護予防出前講座を27回予定しております。

次に、開催している講座の参加している市民の方の人数ということでございます。

今年度初めて開催しました認知症サポーター養成講座には、受講定員となる50名の申し込みがあり、当日は3名の欠席者がおりましたので、47名の方が受講されました。申し込み締め切り後も15名の方から問い合わせがあるなど、市民の皆さんの認知症に対する関心の高さがうかがえました。

平成26年度の各教室等の参加状況につきましては、介護教室が4回の実施で延べ169名、老人クラブ講話会には1回で28名、元気はつらつ教室には32回で延べ698名、介護予防出前講座には27回で延べ355名の方が参加しております。なお、老人クラブ講話会は、今年度から対象者を老人クラブ会員に限定せず、広く一般市民に参加していただき、心身機能の維持向上を図るとともに、将来的に介護状態となることを防ぐことを目的に、介護予防講話会として実施することとしております。

続きまして、認定こども園についてでございます。

①番目の今後の過程についてということでございます。

これまで認定こども園の実施に向け、教育委員会と保健福祉課で検討会議を開催し、必要事項を話し合っております。まだ具体的な内容は決まっておりませんが、子ども・子育て支援事業計画では、平成30年度に保育所と幼稚園から認定こども園に移行した場合の幼児期の学校教育、保育の利用人員見込みを掲載しており、この見込みから想定される施設の規模や設置場所等について、協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、②番目の就学前の教育と保育のバランスについてでございますが、具体的には、幼稚園と保育所における保育に欠ける子供や欠けない子供をともに受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供し、あわせて、地域における全ての子育て家庭に対する支援を総合的に行う機能を備える施設と考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 私のほうから、件名2、歌志内市のまちづくりについての①市営プールの今後の建設の有無について御答弁申し上げます。

市営プールにつきましては、今シーズンから赤平市及び施設共同利用の協定を締結している上砂川町、奈井江町、浦臼町のプールを利用させていただくこととなります。

今後の建設計画につきましては、今年度の利用状況を見きわめながら、市のまちづくり全体を含め、慎重に判断してまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私のほうからは、2番目、歌志内市のまちづくりについての公園について、①、②につきまして御答弁申し上げます。

まず、1点目の当市の公園について、草刈りや遊具の点検等、管理運営についてということでございますが、お答えいたします。

公園の維持管理について、市では、利用状況を踏まえ、適宜草刈りを行っておりますが、一部の公園では、地域の方々のボランティア等、協力をいただいております。また、遊具は、公園の供用開始時に点検を行っております。

次、②番目の公園の利用状況についてでございます。お答えいたします。

公園の利用状況ですが、特に東光3区地区児童遊園地、本町川向児童遊園地、メモリアルパーク、しらかば団地児童遊園地については非常に多くの子供たちに利用されております。そのほかの公園につきましては、利用者が少ない状況でございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは、順次、再質問させていただきたいと思います。

まずは、福祉の件でございます。

前回、認知症サポーター養成講座ということで、私も出席させていただきました。後々50名を超える定員があったということに関しまして、一つ、これは質問というよりも、ある意味、お願いという形なのですが、今、この認知症サポーター講座というのは、国のほうの方針で、どんどんそういうサポーターの方々をふやしなさいというところから行われているということを、当日、キャラバンメイトの高橋さんという方が説明された経緯もでございます。

と同時に、歌志内市では、さらにその講座に出て知識を得たいのだという人がまだいるということも先ほどの答弁の中でございました。と同時に、たしか1定の前回の質問の中で、小学生、中学生、子供たちはどうなのでしょうかというふうな質問を私のほうからさせていただいたときに、答弁の中で、小学生はどうなのでしょうかというようなところで答弁が終わったというふうに、私、記憶しているのですが、このサポーター養成講座というのは、いかなる人にもというようなことがあろうかと思えます。正直、そんなこともちょっとありましたので、所管のほうの係の方と、雑談的な話なのですが、小学生、中学生にも、これを今のうちから、認知症というものはどういったものなのかという知識を、そういったものを知ってもらう必要があるのではないのでしょうかねという話を立ち話的にしたのですが、すると、その職員の方から、小学校だとか中学校の一つの講義として、講義というよりは、勉強の中の一環としてやれるような状況がいいですよというふうな、そんな話も正直ございました。全市民がそういったことにかかわれるという意味では、そういったことも大切なのかなと。集まっている子供たちに対して、学校の授業の一環として、今、社会問題になっている認知症、それがどういったものなのかということを知識として知っていただくことも大事だと思うのですが、その学校でのということに関して、いかがでしょうか。どのようなお考えをお持ちなのか、答弁願えればと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 確かに認知症サポーター養成講座につきましては、特に年齢制限というのは定めていない状況ではありますけれども、厚生労働省とかでは、対象者の目安としましては、小学生からでも高学年ということであれば、現実的にはその養成講座についても望ましいのではないかなというふうなことは言われていますが、それ以上の下の年齢になりますと、やはり字を読めるとか、理解度の問題というのがございますので、ちょっと難しいのかなというふうに考えております。

また、現在、そういう動きというのはございませんけれども、全国的に見ますと、平成17年度あたりからこの認知症サポーター養成講座が行われておりますが、全体的な割合としまして、開催されている回数が18万回ほどあるのですけれども、そのうち未就学児の方とかでやっている件数というのは非常にまだ100件程度ということで聞いております。

今後において、どのような形でそういう小学生高学年についてできるのかということは、今後研究しながら、考えてみたいなというふうに考えておりますが、ただ、まず初めに、市民の方のサポーターの方を1人でも多くふやしていくというのが今後の課題かと思っておりますので、そ

ちらのほうに主眼を置きながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今後の課題ということで、今、答弁伺いました。

小さなころから、若いころからずっとそういうことの知識をつけていただくことによって、習慣づくということがあろうかと思えます。ぜひともそういった形で、低学年から、若い子供たちからそういったものをしていただきたく、お願い申し上げるところでございます。

と同時に、何名かの方々が、さらに出たいのですというような話があったという、今、答弁がございました。そんなことから、1回目、終わったわけなのですが、さらに2回目、また新たにやりますよということになると、その15名以外の方々も参加したい、出席したいということが起きてくるのではなかろうか。あるいは、キャパによっては、一度出た方も、さらにそういった方々も来ていただけるということに発展していくのではないかと思います。

と同時に、今回は砂川の包括支援センターのほうからキャラバンメイトの方が来て講義をしていただきましたが、歌志内市にもキャラバンメイトという方がおられるというふうに聞いております。であれば、違う地域から呼ぶのではなくて、歌志内的にどうすればこの地域でそういったものを発展させていけるのかということにもつながっていくと思えます。

ぜひとも2回、3回と、その養成講座をやっていただければ、そういった知識を持った人たちがたくさん歌志内市民にいていただければと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今年度、私どもも初めて認知症サポーター養成講座を行いました。当初、50名ということで、オレンジリングについても50名用意した中で始めたわけですが、当初はその50名というのが、定員に達するかどうかというのも不安だったのですが、先ほど答弁申し上げましたとおり、やはり認知症に対する関心の高さというのがうかがえました。

それで、次年度以降、この定員50名というのを考えなくてもいいように、オレンジリングの準備ですとか、その辺についても余裕を持った中で手当てしながら、1人でも多くの方のサポーターが育つように取り組みたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ぜひとも、間口が広がって、たくさんの方々がそういった知識を知っていただくことによって、さまざまなものに展開していけると私は思います。実際、そういう事例がございます。ぜひとも、まず市民全体的に知識を知っていただくことが大事でなかろうかと思えます。

あと、このサポーター養成講座の中で講義された方から話された言葉の中に、ちょっとわからないところがあったのですが、サポーターというのは、特段、何かをする人たちではないのです。ただ、認知症の知識というものをしっかりと持ってもらいたいものなのですよという、まず第一段階がそれなのですよということなのですよ、結局は、そのサポーター講座に出た方々は、その知識の上に、何を、何をいただければ歌志内市的に一番よいのかということ、所管の課長としてどのようにお考えなのか。全くないということは、私、ないと思うのです。まず知識を得て、それで何ができるのか、何をすればよいのか、そういったところをちょっと何かありましたら答弁いただければと思いますが。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 認知症サポーター養成講座の中で、今、議員がおっしゃった

ようなお話もしましたけれども、まず認知症サポーターに期待されることというふうに言われておりますのが、まず、認知症に対して正しく理解し、偏見を持たない。そして、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。そして、近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する。そして、地域でできることを探し、相互扶助、協力連携ネットワークをつくる。そしてまちづくりを担う地域のリーダーとして活躍するというのが期待されているものでございます。

具体的に何をしていけばということですが、今述べたように、それぞれができる範囲の中で、そういう講座を受けた中で感ずることを、そういうことで地域に生かしていただきたいというのが主な目的でないかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の課長の答弁ですと、知識を得て、そして自分にできることは何があるのだろうかということをもまず確認しながら、その知識によって、よくあるのは、徘徊というのでしょうかね、どこに歩くとなく歩いていってしまう。そして帰るところが記憶の中からなくなって、帰れなくなってしまいます。もしもそういった知識を持っているのであれば、あら、この方、ちょっとおかしいな、どういうスタイルだったかな、どういう衣服を身につけていたかな、何かあったときに、実は私、こういう人を見ましたよ、あるいは、今あそこで歩いている方がおられますけれども、大丈夫なのでしょうかねということをしていろいろなところに知らせたり、自分が役に立てるようなことをやる、そういったところから始めるという、そんなような具体的なものでいいのでしょうか。答弁願えればお願いします。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今おっしゃられたとおりのことを実践していただくということに期待しております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、確かに認知症というのは社会的な問題になっている事実であります。つい先日の16日の道新に、介護疲れで奥さんを殺してしまった。そしてその翌日に判決がすぐ出るという、そんなような、16日に裁判を受けて、17日に判決が出るという、そんな悲惨な事件もございます。人を死なせて、2年と半年の刑に終わったと。普通であれば、最低でも5年、そして20年までというのが普通のあり方なのでしょうけれども、それだけ、今、認知症に対する内容のことが社会的な問題になっていて、その裁判でも、執行猶予はつかなかったけれども、3年以下ということの判決が出た。それだけ社会的な問題になっているのも事実です。

これは砂川の痴呆症の支援センターというところの団体が、認知症の養成講座から一つの組織を立ち上げて、認知症で困っている方々にお手伝いをしましょうという、有償のボランティア、そういった組織がございます。今、歌志内市で認知症の養成講座をたくさんの方々に知っていただいて、さらに詳しく教室で知っていただいた上で、こういった団体もできていくのであれば、歌志内市が、認知症になってもずっとここで暮らせるような、そんな地域になるのかなと私は思いますし、そういうふうになっていただきたいというふうな思いもあるのですが、所管の課長としては、そういった面はどのようにお考えで、この講座ですとか教室を行っているのかという答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 認知症サポーターがふえることによりまして、今おっしゃったように、そういう独自の会ができて、市民みんなでそういう認知症の方を見守る機運が高ま

るということは、私としても期待しているところでございますので、今後において、サポーターが1人でもふえるような形で取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 認知症は誰もがなり得る病だというようなことを今うたわれているわけであります。それを予防するということを、今度、認知症になる前ということをちょっと考えてみたいと思いますが、今、新聞は必ず認知症の話題が出ていないときはないというぐらい、毎日のように出ております。例えば認知症を少しでもよくするために、あるいはそれにかからなくするために、スポーツをしましょう、運動しましょう、運動することによって認知症の予防につながっていくのですということも言われて、研究もされています。あるいは、楽しい場面をつくるということによって、神経的にドーパミンというものが生まれてきて、認知症にかかりづらくなる、認知症の予防につながっていく、そんなようなものも言われているところであります。

今、歌志内市で、高齢の方々に、あるいは認知症以前でも、さまざまな運動、スポーツというものをやっておられますが、さらにそれを深く、あるいは高齢者の方々が楽しい場面をつくるような、そんなものも必要なのかなという思いです。

例えば今、プール、歌志内は廃止になりました。歌志内市でプールをつくるかつくらないかということのをこれからの質問の中で問うていきたいと思うのですが、そのプールにも、高齢者に、認知症になる前の方にもどんどん使ってもらうことによって、認知症の進行が進まなくなる、あるいは予防につながる、そういったことでも、スポーツといったものも大変重要なものかなとも思います。老人クラブのふまねっと運動ですとか、体操といったものも、市のほうからも来ていろいろとやっていただいているわけでもございますが、例えば、これからきょう質問しようとしているプールのこと、あるいは高齢者の方々が集まって子供たちと一緒に集える公園、そういったものもこれから質問いたしますが、そういったスポーツという、あるいは喜びを与えるという、そんな場面でいいますと、例えばプールに関して、例えば公園に関して、どのような考えをお持ちで認知症対策に当たっているのかということをお答え願えればと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 認知症対策ということだけをとらえているわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、介護予防の中で、元気はつらつ教室においては、健康運動指導士の方を呼んで、理学療法士も加えて運動指導を行っております。

また、介護出前講座においても、対象者は65歳以上の方ということでございますが、運動器の機能向上などを図ることを目的に、普及啓発、運動用具の貸し出し等も行いながら、簡易な体験のプログラムなどを指導しながら取り組んでおりますので、そういう少しでも運動する、体を動かすということ、これらに参加していただきながら、認知症の予防にもつながっていくということを期待しております。

○4番（下山則義君） もう一つ、公園もできればお願いしたいと思います。今、答弁で。公園に関する質問をしたと思いますが。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） いわゆる認知症の方、高齢者も利用できるような公園の整備ということではないかなと思いますが、そういった遊具、子供たちが遊ぶ遊具とは別に、そういう方が安心して公園でくつろげるようなベンチの配置とか、そういったこと環境整備が必要かなと思いますが、既存の公園でもそういった整備をしている公園がございますので、そういう

活用を図っていただきたいなというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） これは3年ほど前になろうかと思います。ちょっとまちづくりのような形で、立ち話的に聞いた話なのですが、高齢者にも年中通して使えるプールがあればいいというふうなことを言ってくれた方がおられました。それはどういうプールなのかということ、私もその夢を語りながらということで話を聞かせていただいたのですが、今のチロルのお風呂の横にプールができて、例えば生きがいセンターリンリン館という施設、今使われていない。難しい話なのかもしれないけれども、そこの中にプールをつくって、そして楽生園につながっているお湯をちょっとお願いして、そこに温水プールができて、そこで、子供も、そして高齢者の方々も1年中使えるような、25メートルある、そんなプールでなくて、いつも中を歩けるような、そんなプールがあればいいなという夢を語ってくれた、そんな職員の方がおられますが、もう一度、私はそんなようなところからプールも必要なのかなというふうな思いでいるのですが、教育長のお話だったかと思いますが、教育長、あのときの夢、何となく途絶えてしまったようなのですが、いかがなのでしょうかね。答弁願えればと思います。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 3年前に私が教育長に就任したときに、市の情勢や何かも何もわからず、夢を語りまして、そのときに、やはり今、下山議員が言われましたように、チロルの湯の横にお湯を引っ張って、リンリン館の中にプールをつくってはどうかと。そして、先ほども下山議員が述べられているように、高齢者にとって運動負荷がかからないプール、やはり水の中で負荷がかからないような運動が、今、都会のほうでは非常に多くなっているというようなことで、やはり理想としましては、そういうものがあつたらいいなというような、あくまでもこれは私の夢と希望でありまして、現実になるかどうかは、今後、市の総合会議の中でお話をさせていただきたいなというふうに答弁いたします。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まちづくりというのは、夢を語らなければ、それは成り立っていかないのではないかと私は思います。その夢を実現できるような、そんなような状況づくりを一生懸命していただきたいと思ひますし、我々もお手伝いさせていただきたい、そんなような思いでございます。

次、プールでございますが、プールにつきましては、これから全体の利用状況などを見きわめながら、まちづくり全体の中で判断してまいりますという答弁がございました。

私の後に、きょうも、そしてあじたもだと思ひますが、プールに対する質問があるようでございますので、私のほうは、きょういただきました3町の協定締結しているプールを利用するという、そして赤平のプールも利用する、そんなようなところで答弁をいただいております。

次に、認定こども園でございます。これから認定こども園がどんどん話が進んで、平成30年度には移行して、施設や、そういった規模などもしっかりしたもので作り始めるという内容ですが、今、子供を持つお母さんたち、お父さんたち、一番気にしているところは、認定こども園、保育所の所管であるほうが認定こども園を所管していくということで、教育が本当かというような疑問をよく投げかけられます。前に教育次長のほうから、教育と保育のいいとこどりをやっていくのだ、教育もしっかりとしたものをつくって行って、お昼は教育の場面のものであるのだということでございます。そうすると、今まで幼稚園でやっていたように、スキーの学習があり、プール教室があり、英語もあり、もちろんきちっと返事をするだとか、そ

ういったことは生活の面については保育のほうでもされているのでしょけれども、まずそれを改めて確認したいと思いますが、保育と同時に教育もしっかりとさせていただける。今いる先生方、あるいは外国人の先生も一緒になって教育を認定こども園の中でしっかりとさせていただく、そういった答弁をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 認定こども園制度につきましては、幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、それぞれのよいところを生かしながら両方の役割を担うというような高機能化を目指す制度ということで認識しております。

まず一つは、保護者の方が働いている、働いていないにかかわらず、利用が可能になると。そして、集団活動の中で、異年齢交流を大切にして、子供の集団を保つ、そして健やかな育ちを支援するということが主題になってきます。

また、その中で、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供というのも主題になっておりますので、それぞれ認定こども園の保育要領等に沿った中で行っていくわけでございます。

それで、3歳以上のお子さんが、先ほど言いましたとおり、保護者の方の状態にかかわらず、一緒に、例えば幼稚園の教育を行う。そしてその後、保護者の方が働いている場合は、保育所に残って、そこで待機するというような形の融合が図られた施設でありますので、その辺については、これまでの幼児教育、そして保育所ということで、連携しながら成り立っていくのが認定こども園ということで認識しております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 幼保が一つになって、そして保護者の方々というふうな答弁でございます。教育もしっかりと、そして保育もしっかりとしていくのですと、本当に認定こども園の制度、幼保のいいとこどり、それをしっかりとさせていただくということと、先ほどの答弁の中に、地域の施設として、私、うまく聞き取れなかったのですが、そんなような話もあったかと思えます。今も地域のというのが答弁の中にちょっと出てきましたが、それは今までの幼稚園のように、例えば地域が支援する、保育所のように地域も一緒になってやっていくという、お父さん、お母さんだけではなく、そういったものも大きく広げて取り込んでということで、歌志内全体を取り込んで認定こども園を実施していく、そんなような押さえでよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 本市の場合、地域ということでとらえますと、歌志内市全体ということになります。その中で、子育ての部分に、その中で認定こども園として1カ所の中でそういう取り組みが行われていくというのが理想ではないかなというふうに考えております。現在も、幼稚園、保育所、それぞれですけども、それぞれの地域の方の御協力をいただきながら現在も行っているものでございますので、それが一つになるということでございますので、当然、地域とも連携しながら行っていくということになります。また、子供の子育ての拠点ということにもなってくるのかなと思っておりますので、それらも含めた中で、これから協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

それでは、次に、公園のほうに移りたいと思います。

先ほどの答弁の中では、利用している方ということで答弁をいただきましたが、東光の地区、川向の地区、あるいはメモリアルパークですから、ホルン君のいる、その公園なのかなと

も思います。それと同時に、しらかば団地の入り口ですか、そこに遊具を備えていて、小さな公園ですけれども、子供たちがいつも遊んでいるのを私も目にいたします。

先ほどの認知症の質問の経緯で、高齢の方々が喜びを持つということによって、わくわくする、そういった思いが認知症にならなくなるというか、なりづらくなる、何と云えばいいのでしょうかね、認知症になるのを遅らせるというのでしょうかね、あるいは認知症にならなくなるような、そんな状況というのがあるということが、今、研究で発表されているのも事実です。

私、公園をよく見るのですが、しっかりと管理されていない、草が刈られていない。我々の町内会でも、行政のほうからということで、そういった流れからで、町内会のほうでみずから草を刈って、出入りができるような状況にしているのですが、なかなかそれを利用するというところまでいっていないのも事実です。

文珠第3町内会には若妻会という新たな会ができて、そのお母さんたちが、周りから友達が子供を連れてきて遊ぶのだけれども、どこへ行って遊びましょうかねとなると、歌志内市の公園というのはなかなか出てこない。すぐ近くの、隣のまちの、道でやっているこどもの国ですか、そちらのほうに出向いてしまうのです。歌志内市にもう少し規模の大きな公園があれば、確かに身近なところにあるのだろうけれども、遊具も、そして、確かに使用できるのだろうけれども、余りにも小さ過ぎると。結構広いところがあって、見晴らしもいいのだけれども、ホルン君の公園、なかなかあそこに行って家族が集うという、そういったところと何か違うような気がするというか、なかなかそういう場面が見られないような状況もあるのですよね。

歌志内市のまちづくりの緑地帯としての公園なのか、あるいは人の気持ちを癒す公園なのか、それによって認知症にも抵抗のある、そういった気持ちをつくれる公園なのか、新たなものを歌志内市につくっていかねばならないような気がしてならないのですよね。周りから遊びに来て、すぐ隣のまちの公園に行くのではなくて、歌志内に行けばあそこで遊べるね、子供たちを連れていっても安心ですよ、隣の家から出てくる、隣の地域から出てくるおじいちゃん、おばあちゃんもそこで一緒にくつろいでいますよね、そこにはあずまやがあったりベンチがあったり、ちょっと離れたところに遊具がたくさんあって、子供たちの声が聞こえてくる、そんなような公園が何かしら歌志内市にはないのかなと。広いところはあるのだけれども、周りの道路の関係で、交通の関係で、なかなか人が集まってきてくつろげないような、そんなような状況にもあるのかなと思います。まちづくりという中で、何かいい案が出てこないのでしょうかね。いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 今、下山議員の御意見を総称しますと、年寄りも子供も遊べる、くつろげるということの公園かなと思います。子供たちは遊具が充実していれば寄ってくるのかなと。高齢の方は、花が見られたり、池があって魚が泳いでいたり、野鳥の観察ができたりとか、そういう部分の総合的な公園のイメージかなと思います。

歌志内の道道沿線、いろいろ公園ございますけれども、大きくてもコンマ6ヘクタール、長さ100メートルにして幅60メートルでコンマ6ヘクタールになりますが、そういう中の配置となりますと、なかなか厳しい部分と、遊具でいいますと、最近、いろいろな遊具で事故が発生しているということで、安全な遊具ということになりますと、鉄棒とかブランコ、いわゆる平面的に小さな、真上から見て面積が小さなものが冬にも耐えられるということになっております。したがって、コンビネーション遊具、いわゆる大きな平面を有するような遊具に

つきましては、冬期のいわゆる対策が必要かなと思います。歌志内の沿線にたくさん公園がございますけれども、非常に雪捨て場がないということで、雪をそこに捨てるといいますか、置くケースが非常に多い状況でございます。したがって、コンビネーション遊具、大きな遊具を設置しても、冬期のいわゆる養生に大変費用がかさむのかなと思います。

それと、安全性の問題、日々点検をしていかなければならない。例えばロープとか、木の部分の亀裂とか、そういうものが日々、毎日のようにどのような使い勝手にも対応するような、そういう材料であればいいのですが、最近、そういう木とかロープ系の遊具が多いものだから、それらは非常に管理が難しいかなと思います。また、池とか、そういう水関係のものをつくると、今度は幼児の転落防止とか、なかなか難しいのかなと思います。非常に管理徹底されている近隣の、例えばこどもの国とか、そういうところは日々点検、あるいは池も日々見回りもついて、そういうふうな管理体制になっておりますので、そういう大きな公園も視野に入れて、目指したいとは思いますが、日々、そういう研究しながら、今後の公園のあり方について考えていきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに細かいところを言いますとなかなかでき上がっていかないというのも事実だと思うのですよ。ただ、まちづくりというのは、先ほども言いましたように、夢がなければまちづくりは立ちいかなくなってしまうと思うのですよね。こういう規則があるからだめだ、こういう規則があるからだめだ。そうでなくて、歌志内全体を見て、どうしてもこれだけのものが必要だなというものがやっぱりあると思うのですよ。細かいものがあるから、そこで遊んでいる人たちがいるから、それでいいのですよではないと思うのです。いろいろな事故があるから、あるいは衛生面があるから撤去しました、使わなくしました、これで大丈夫では、私はないと思うのですよね。それはまちづくりにはならないと思うのですよ。いろいろな規制ですとか規則があるから、それはやむなしなのでしょうけれども、夢を持たなければ、私はまちづくりできないと思っておりますね。そして、歌志内全体を見て考えていかなければならないと思っております。

そんなようなことから、これは子供たちに、そして子供を持つお父さん、お母さん方のためにも、また、高齢の方に、そしてそれが融合するといいますか、一緒になって新たなものが生まれてくる、認知症にもいい、子供たちもお母さんたちも、いろいろな高齢者の方々から知恵を教えてもらうような、そんな場面、一つのコミュニティの場所でもなければならぬと思うのです。そんなようなものが、私、歌志内にはないような気がしてならないのですよね。自分たちのところだけ、ここにあるからいいです、あるいは全体を見て、あそこあそこ何カ所あるからいいですではないと思うのです。そうすると、みんな隣のまちの公園に行ってしまうような、そんな気がするのです。もう少し夢を語りながら、歌志内にはこうあってほしいなというふうに私は思うのですが、何か答弁ないでしょうか。お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） いろいろお話を伺いました。基本的に、私は、そういうものは子供から高齢者まで必要だと思います。ただし、今までの例を見ますと、行政のほうもまちづくりの中で小公園的なものを造成していったという事実もあります。そのときに、あそこの町内で行ったのだから、うちの町内にもつくってほしい、管理はうちがやりますという中で、どんどんどんどんふえていったという事実もあります。しかし、人口が落ちてきた、高齢化してきたということで、なかなかそれも難しいということで、草刈りもできなくなってくる、それで行政のほうに返上する、あるいは撤去してほしいと。それが結果として堆雪場になってしまう

という、そういう繰り返しが行われているのではないかと思います。

ただ、最初の質問のほうに戻りますが、子供たち、子育てのために、屋外で子供に日の光を浴びさせながら体力づくりをするというのも大事なことだと思います。話題になっております認知症の関係も、特に私はそう思います。どんどんどんどん表情がなくなってくるのが特徴なのですが、外で人に会って声をかけていただくと、一遍に表情が出るのですね、明るくなって。ですから、認知症と気づかない。前段、子供さんたちにも知っていただいて、万が一の場合に介護される親御さんのサポートをしていく、家族の理解がやっぱり一番だと思います。その後、だんだん症状が進んできて、それを予防する、あるいは次第に介護していかなければならないというときに、今おっしゃるように、家庭の中だけにいると、家族がまいてしまうのです。そのためには、認知症というものを知っていただく市民の皆さん、いわゆるサポーターの皆さんが多くなることによって、外に出てもプレッシャーがかからないわけですね。家族にすると、外に連れて歩くということに対して、やっぱり抵抗あると思います。それをなくし、介護を受ける方が楽しく生活をしていく、予防する、進行を遅らせるということからしても、人に接するということが非常に大事なことです。そういう意味で、今おっしゃっている公園というのは、私はそれも大きな要素の一つになるのではないかと考えております。

そういう意味で、現在、総合計画の中で、今、まちづくり委員会からスタートしておりますけれども、各界の皆さん、20名程度の委員になっております。また、そのほうに北星学園から先生が2人お見えになっておりますけれども、そのうちの1人が地域福祉計画に携わっておられる杉岡先生。そういう中で、そういうお話が出まして、これからのまちづくりの議論の中の一つとして取り上げていただく課題になれば、それはそれとして、私は今後の歌志内のまちづくりの中で生かされてくるのではないかなと、そのように考えます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 行政の立場としては、絶対に計画があつて、その財源というもの、後ろ盾があつて、それを進めていかなければならない。これは当然のことであると思います。と同時に、今の歌志内市全体を考えたときに、どうしても必要なもの、お金をかけてでもやっていかなければならないというものは必ずあると私は思います。それにはしっかりとお金をかけて、そして市民の方々が、いつも市長がおっしゃられるように、住んでいてよかつた。認知症になつても、やはり住みなれた、その地域に住みたいというのは誰しもが思っていることだと思います。今、市長のほうから答弁ございましたが、家族の人も認知症とは悟られたくないという思いで、家に閉じこもってしまつたり、余り家から出ないような状況づくり、そんなことがまだ正直あるということも聞いております。そういうことを少しでも解消できるような、そんな状況づくり、これは恐らく福祉も交えて歌志内全体でやっていかなければ、我々市民も一緒になつてつくつていかなければならないものだとこのことを確認いたします。

きょうの質問というのは、これから4年間、また質問させていただくということに関して、今まで自分が質問したこと、そしてそれをまとめながら、これからの質問の中で質問させていただきたいということをつくり上げるための質問ということを最初に言わせてもらいました。今、新たにこれから歌志内市のまちづくりをしていく関係のものが整っている、これからやっていくのだということも、今、答弁の中で伺いました。私たち議員も、市民の方々の意見を伺いながら、市の職員の皆様方と一緒に議論しながら、懸命にまちづくりを実施してまいりたいと思いますので、そのことを改めてここでお願いさせていただきます、私の本日の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間、休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問順序2、議席番号2番田村武史さん。

○2番（田村武史君） 議長、まず質問に入る前に、質問通告書にちょっと脱字がありましたので、件名1の質問内容のところの上から3行目、「火災事故発生の原因になることから」となっていますが、この間に「と」が入りますので、申しわけございません、つけ加えてください。

○議長（川野敏夫君） 着席ください。

一つ、危険なごみの取り扱いについて。

一つ、プレミアム商品券について。

一つ、観光事業について。

以上、3件について。

田村武史さん。

○2番（田村武史君） まず、件名1の危険なごみの取り扱いについて質問させていただきます。

当市では、スプレー缶やポータブルコンロのガス缶などは不燃ごみとして収集していますが、ガス抜きが完全にされていないものがあります。そのために、火災事故発生の原因になることから、他市では危険ごみとして取り扱い、収集しております。

そこで伺いますが、まず1番、スプレー缶、ガス缶などについて、危険ごみとして取り扱うべきと思いますが、お考えを伺います。

②番、もし危険ごみとした場合、乾電池や蛍光灯のように、今、無料で危険ごみは収集しております。このガス缶なども危険ごみとした場合、料金はどうなるのか。この2点を質問させていただきます。

件名2番、プレミアム商品券について。

プレミアムつき商品券についてお伺いします。

まず一つ、プレミアムつき商品券事業の進捗状況と今後の予定についてお伺いします。

2番、5月24日に販売されたプレミアムつき商品券販売実績及び使用実績の現状の状況についてお伺いします。

3番、第2回目の実施時期及び内容についてお伺いします。

4番、プレミアム商品券による経済効果、波及効果についてお伺いします。

件名3番、観光事業についてお伺いします。

歌志内市への観光客数の推移について。観光客数のピークから直近までの推移と、その算定方法、各施設の来場者の推移をお願いします。

2番、今後の歌志内の観光事業に対する考え方、魅力あるまちづくりには観光事業が欠かせない部分になると思うが、今後どのように進める考えか。チロルの湯とか道の駅、かもい岳についてお伺いします。

③番、観光事業の指定管理に対する考え方と進め方についてお伺いします。27年度中に次期の指定管理者の選定が行われるようですけれども、どのように考え、どのように進められて

いるのか、お伺いします。

4番、老朽化した観光施設の改修について。チロルの湯は一昨年、改修工事を行ったが、他の施設の改修についてはどのように考えていますか、お伺いします。

観光施設への支援について。チロルの湯については、利用促進や活用促進に対する補助金を支出しているようではございますけれども、他の観光施設に対して、施設の改修、修繕費以外についての支援は行われているのか。

以上、3件、10項目の質問をさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 私のほうからは、件名1の危険なごみの取り扱いについての①と②を御答弁させていただきます。

まず①危険ごみとして取り扱うべきではないかという御質問でございます。

当市では、スプレー缶などは中身を使い切るかガス抜きをするなどして燃やせないごみとして受け入れ、処理してきたところでございます。ことし5月に、札幌市内において、可燃性ガスが入ったスプレー缶の穴あけ作業中に何らかの原因で引火し、住宅火災が起きた旨の新聞報道がありました。このため、市民課と消防本部が協議をし、事故発生の未然防止のため、7月号広報に、スプレー缶の処理と廃棄方法についてを掲載し、市民に周知を図る予定です。缶を空にすること、不燃ごみとして出すことなど、適正な方法を周知し、市民の安全を確保する旨の内容としております。なお、高齢者の方など、ガス抜きに不安のある方には、市民課、消防本部にてガス抜きを実施するものとしております。今後においても、さらにスプレー缶などの事故が起これないように、処理方法や危険ごみとしての取り扱いを検討してまいります。

次に、②の危険ごみとして収集する場合の料金の関係でございます。

ごみの料金につきましては、燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、空き缶など、ごみの指定袋の種類によりそれぞれの価格を設定して、ごみ袋の料金を負担していただいております。

なお、電池、蛍光灯、ライターなどの危険ごみにつきましては、ごみ袋の指定をせず、レジ袋など、透明な袋に入れ、無料で収集しており、スプレー缶等を危険ごみに分類したとしても、同様の取り扱いが考えられます。

しかし、ガス抜きをどこでやるか、その費用をどうするかなどの課題が生じるため、2市3町の砂川地区保健衛生組合との協議が必要となります。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私のほうから、件名の2、プレミアム商品券についてと、件名の3、観光事業について御答弁させていただきます。

まず、件名の2、プレミアム商品券についてでございますが、プレミアム商品券に係る一般質問につきまして、関連がございますので、①から④まで一括して御答弁させていただきます。

当市におけるプレミアムつき商品券発行事業は、商工会議所が実施主体となり、1回目は5月24日から3日間で完売し、2回目は10月18日に販売予定で、合計4,800セットを見込んでおります。

1回目の実施状況として、取り扱い店舗等への換金率は、6月22日現在で約40%、1,000万円となっております。なお、2回目につきましても、販売方法等につきましては1回目と同じ手法を予定されているということでございます。

なお、取り扱い店舗からは、新規のお客様の来店が目立つといった声を聞いており、また、

利用者からは、市内全てのコンビニで買い物ができることから、使いやすくなったといった声をお聞きするなど、一定の効果があらわれているものと判断いたしております。

なお、今後、利用者アンケートを取りまとめ、事業の効果測定を行うとともに、一過性のものとはならず、市外に流出している消費購買力を少しでも多く呼び戻すという目的達成に向け、引き続き商工会議所と連携のもと、取り組んでまいります。

次に、3、観光事業についての①歌志内市への観光客数の推移についてでございます。

当市における観光入込客数につきましては、平成9年度から北海道に報告している数値を基本としております。対象施設は、かもい岳スキー場、かもい岳温泉、チロルの湯、道の駅の4施設の入館者や利用者数としております。

平成8年度以前の詳しい資料が残っておらず、観光入込客のピーク時は不明でございますが、既に営業を行ってまいりましたかもい岳スキー場及びかもい岳温泉に加え、平成4年12月にチロルの湯がオープンし、さらに平成8年にはかもい岳スキー場西ゲレンデがオープンしております。このころがピークであったのではないかと推察しているところでございます。

北海道による調査が始まりました平成9年度以降の観光入込客数につきましては、平成9年度が45万人で、その後、増減を繰り返す中、平成19年度には約28万人にまで減少しましたが、平成26年度の実績につきましては、現在集約中でございますが、約36万人となっております。

この内訳といたしまして、かもい岳スキー場6万9,611人、かもい岳温泉2万8,123人、チロルの湯14万4,170人、道の駅12万650人となっております。

次に、各施設の来場者の推移であります。平成24年度から26年度までの3年間の推移を申し上げますと、かもい岳スキー場は24年度が8万2,222人、25年度が8万1,408人、26年度が6万9,611人、かもい岳温泉につきましては、24年度が3万3,604人、25年度が3万4,438人、26年度が2万8,123人、次に、チロルの湯につきましては、24年度が11万5,776人、25年度が11万501人、26年度が14万4,170人となっております。また、道の駅につきましては、24年度14万7,500人、25年度12万8,500人、26年度が12万650人で、チロルの湯以外の施設につきましては、年々減少傾向となっております。

なお、北海道に対するこの調査におきましては、スキー場のリフト搬送人員を5.5で割り返して1人の入込客として算出することから、スキー場におきます大会開催状況に大きく影響されるものとなっております。

次に、観光事業の②今後の歌志内の観光事業に対する考え方でございます。

当市では、これまで貴重な観光資源であるかもい岳スキー場やチロルの湯などの施設を活用しながら観光振興に努めてまいりました。

現在、かもい岳スキー場及び温泉並びに道の駅は指定管理制度により、また、チロルの湯は株式会社歌志内振興公社に売却の上、管理運営されており、地域経済活性化や交流人口の増、さらには雇用の面からも、観光事業は当市における重要な産業と位置づけております。

このため、引き続き当市の魅力発信の場として、できるだけ多くの観光客誘致はもとより、市民の皆様が利用しやすい施設づくりに向け、指定管理者等と連携しながら観光振興に努めてまいります。

次に、③であります。観光事業の指定管理に対する考え方と進め方についてということでございますが、かもい岳スキー場及び温泉並びに道の駅につきましては、明年3月で3年間の指定管理期間が終了いたします。

市といたしましては、これらの施設について、引き続き指定管理者制度による管理運営を予定しており、今後はこれまでの管理運営に係る総括を行うとともに、募集要項を定めた上で、公募、選定委員会の開催など、所定の手続を踏まえながら、次期の指定管理者の選定を行うことといたしております。

次に、④老朽化した観光施設の改修についてということでございます。

指定管理施設でありますかもい岳スキー場、温泉、道の駅につきましては、それぞれ施設の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所がふえてきておりますが、適宜、施設や設備の状況を把握しながら、安全で安心な施設の維持に努めております。

これら観光施設の改修につきましては、優先度をはかりながら、新産業創造等事業促進条例の規定に基づき、いわゆる新基金事業として、リフト整備や温泉ボイラー施設整備などを行ってまいりました。今後、多くの費用を要する大規模改修を行う予定はありませんが、利用者の利便性や安全性に十分配慮しながら、必要な整備を行ってまいります。

次、⑤の観光施設への支援についてでございます。

かもい岳スキー場、温泉、道の駅における施設改修及び修繕費については、協定書に基づく仕様書において、指定管理者と市の負担額を明記しておりますが、これ以外の支援といたしまして、施設の保守管理費について、市が業者と契約締結の上、委託料として負担をしております。

かもい岳関係では、施設の電気保安管理業務、眺望設備管理業務、浄化槽維持管理業務、ビル管理法に基づく環境衛生管理業務などがあり、本年度はスキー場関係で97万4,000円、温泉関係で231万3,000円を予算計上いたしております。

また、道の駅関係では、電気保安管理業務、消防設備管理業務、自動ドア装置保守業務など53万2,000円となっております。

そのほか、スキー場につきましては、シーズンオフとなる期間の電気料として250万円を予算計上し、市が直接支払いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 田村武史さん。

○2番（田村武史君） スプレー缶のことで再度質問します。

今後においても、さらにスプレー缶などの事故が起こらないよう、処理方法や危険ごみとしての取り扱いを検討しておりますと答弁いただきましたけれども、今後、どのような処理方法を検討していくのか、お伺いします。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 5月13日の新聞報道で出ておりましたけれども、それを読みますと、まだまだ札幌とか旭川とか釧路とか、こういうところはちょっとやはりまだ危険ごみとして扱わない、やはり回収コストがかかるというようなことも書いておりました。それで、この新聞報道が出てから、北海道で、スプレー缶の穴あけではなくて、ガス抜きキャップを利用して、中身を出し切るように住民に周知しなさいということと、不適切な穴あけは火災が発生するおそれがあるということで、穴あけをしない方向が望ましいというようなことで、市の実情を踏まえつつ、積極的な対応をするようにというふうには北海道から通知が来ております。

このため、歌志内市としては、先ほどもちょっと申し述べましたけれども、7月号広報において、スプレー缶の取り扱いを周知するとともに、当面、不安のある方については、行政での穴あけのお手伝いをしながら、缶の穴あけをしないで搬出できるようにしていきたいというふうに進めてまいりたいと思っております。

今後、いろいろな検討をしていかなければなりませんけれども、やはり2市3町で構成している砂川地区保健衛生組合、砂川クリーンプラザくるくる、ここら辺との協議を進めながら、危険ごみとして処理するというふうな方法をさらに検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 田村武史さん。

○2番（田村武史君） スプレー缶に私も携わっているものだから、質問というか、意見というか、言いますけれども、本当に穴あけて、わりと危険なのです。さっき答弁でもございましたけれども、札幌市で家の中でスプレー缶に穴あけて、それが引火して火事になったとか、それと、ちょっとしたことで爆発する可能性もあるのです。そういうことから、お年寄りの方が不安だと思ったら、市民課とか消防本部へ行けばやってくれるというのは、これはすばらしいことだと私は思います。ぜひそういう方向で進んでいってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、プレミアム商品券について、販売から1カ月程度しかたっていませんけれども、かなりの実績が上がっているようでございます。

それで、これまでお店に来なかった方が結構ふえているというようなことも聞いております。それは市外で買い物していた人を市内に呼び戻すということから、歌志内の経済にとっても大変よいことだと思います。これらの人たちの来店をふやすために、どのような考えをお持ちですか。これは産業課長に。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） プレミアム商品券の販売から1カ月ほどたちました。先ほど御答弁申し上げました、40%ほど換金が済んでいるということでございます。市外で買物をされているお客様を市内に呼び戻すということは非常に難しいことであろうかと思っております。しかし、それぞれ市内のお店に、まずはそういった方に足を運んでもらって、お店のよさを知ってもらうということが大切なことではないかなというふうに考えております。今回、プレミアム商品券、30%のプレミアムがついておりますけれども、さらに独自のサービスを加えることで、新たなお客様を自分のお店の方に呼ぶということも可能ではないかなというふうに考えております。

なお、かもし岳温泉だとかチロルの湯、道の駅、こういった市内の観光施設におきましては、連携する形で、プレミアムつき商品券のキャンペーンといったことも始められているというふうに聞いております。7月末までに入館される方の入館料だとか、レストランでの割引、また、道の駅では、漬物の商品の割引と、こういった独自の取り組みもされているというふうに聞いております。また、今後の予定ということで、市内のガソリンスタンドさんでも何らかのオイル交換の特典といった形の割引を検討中ということもお聞きしてございます。

このように、それぞれのお店だとか、また業種ごとに何らかの特典を設けるといったことで、お客様にお店の方に足を運んでもらえるのではないかと。こういった手法を凝らすことで、1人でも多く顧客をふやすことができるのかなというふうに考えているところです。

また、いずれにしましても、このプレミアムの事業を一過性のものとはせず、これをきっかけとしまして、売り上げ増に結びつきまして、経営の安定が図られるということに期待をするところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 田村武史さん。

○2番（田村武史君） わかりました。

前回は、プレミアム商品券が5月24日に販売されていまして、2回目は10月18日かな、さっきの答弁を聞きました。やっぱり1回目の5月24日というのは、ちょうど年金者にとって、年金をもらう前なのですよ。今度の18日となると、年金もらってすぐですから、これ、年金生活者の方も大変利用しやすいと思います。また、プレミアム商品券だけではなくて、また何かこういうようなことがありましたら、この辺のところを少し考慮に入れてやると、すごく利用しやすいのでないかと思います。この点、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 答弁はいいのですか。

○2番（田村武史君） 済みません、お願いします。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 第1回目の5月24日、年金前ということで、私どものほうも御意見いただいているところでありますが、商工会議所のほうの実行委員会さんのほうで日程を組まれたということで、ちょっと時期的には5月24日という形になってしまったところがあります。

また、10月の2回目につきましては、18日ということで、今、議員おっしゃられましたように、年金の支給された後ということで、商工会議所さんの実行委員会のほうでもその辺を十分考慮した形で設定されたものというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 田村武史さん。

○2番（田村武史君） 次に、指定管理者の関係ですが、保守点検費を市が負担しているとのことですが、電気料金の値上げなどを受けて、施設の管理運営が厳しいと聞いております。

そこで、今後、次の指定管理者を決めるに当たり、この点をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 電気料金値上げにつきましては、これまで2度にわたって行われております。道の駅につきましても40万円ほど、また、指定管理ではございませんが、チロルの湯におきましては大体200万円を超えるほどの影響もあるというふうにお聞きしております。こういった形で、市内観光施設、指定管理にかかわらず、多くの電気料金値上げの負担が生じているというふうにお聞きしております。

指定管理者の部分につきましては、基本的には、2年前になりますか、指定管理に係る、当初、事業計画というものを提出されておりますので、それに基づいて事業を行われる、自助努力をしていただくのが基本になるのかなと、このように考えているところでございます。

しかし、これから次期の指定管理者の選考作業を進めていくところでありませうけれども、これから指定管理者の方へのヒアリングも行ってまいります。その中で、こういった電気料の値上げ、管理費に関する部分、それらの状況についてお聞きしてまいりたいなというふうにご考慮しております。

○議長（川野敏夫君） 田村武史さん。

○2番（田村武史君） わかりました。

指定管理している観光施設は市にとっても大切な施設です。また、今、歌志内は人口も減って、何か余りぱっとしないような状態なのですけれども、やっぱり観光事業、例えばスキー場がある、チロルの湯がある、道の駅がある、これがあるだけで大分違うと思うのです。やっぱりこれがなくなったら、本当にこのまち、寂しくて寂しくて仕方がないと思います。

それで、今、指定管理をやっている方も、例えばスキー場はスキー大会を誘致していると

か、そういうことで頑張っていると思います。また、道の駅などでも、漬物でまちおこしまではいかないかわかりませけれども、そうやって頑張っております。この歌志内に骨を埋めるつもりで頑張っている方たちだと思います。こういう人方について、できるだけ、もし市のほうで援助できるようなことがあれば、やっていただきたいと思い、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川野敏夫君） それに対しての答弁は要らないのですか。

○2番（田村武史君） では、済みません。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、当市としまして、観光産業というものは非常に重要な位置づけとして考えております。施設の老朽化が著しい中で、来場されるお客様の安全というものも十分考慮しながら、施設の維持管理というものに努めていかなければならないかと考えております。そういった部分を十分考慮しながら、かけるものはかけるというか、そういった形で、支援できるものはしてまいりたいというふうには考えておりますが、指定管理の部分だけにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、当初事業計画を提出されてございますので、基本はそれに基づいて運営されるのが基本なのかなというふうに思っております。また、今後の選定を進めるに当たりまして、いろいろとお話を十分聞きながら、新たな次期の指定管理者選考を行ってまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 田村武史さん。

○2番（田村武史君） では、これで質問を終わらせていただきます。初めての質問でかなり緊張しましたがけれども、無事、質問を終わらせていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（川野敏夫君） 田村武史さんの質問を打ち切ります。

質問順序3、議席番号3番山崎瑞紀さん。

一つ、市営プールの廃止とその後の対応について。

以上、1件について。

山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 初めての質問となり、緊張しておりますが、よろしくお願いたします。

なお、先輩議員の下山議員からもプールに関する質問がありましたので、重複することがあるかと思いますが、予告どおり質問させていただきます。

件名1、市営プールの廃止とその後の対応について。

市営プールの廃止が決まり、今まで市営プールを利用していた子供の保護者から、廃止後の近隣市町のプールの利用方法について、わからないなどのお話がありました。

この件につきましては、3月の第1回定例会で質問などがされていますが、時期が迫ってきましたので、市民への周知も含め、質問いたします。

1、市営プールの廃止の理由と、歌志内市としてプール事業をどのように位置づけていたのか伺います。

2、近隣市町のプールを利用させていただくための近隣市町との協議内容について伺います。

3、今年度の学校などのプール授業について。

(1) 保育所、幼稚園、小学校、中学校の実施内容について伺います。

(2)市教育委員会主催の実施内容について伺います。

(3)、(1)(2)を行うための交通手段と使用料の負担について伺います。

4、今まで個人で市のプールを利用していた市民への対応について。

(1)交通手段はどう対応するのか。

(2)使用料の負担について伺います。

(3)市民への周知はどのように行うのか伺います。

5、新設プール計画予定について伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 私のほうから、件名1、市営プールの廃止とその後の対応についての5点につきまして御答弁申し上げます。

初めに、1の市営プールの廃止の理由と、歌志内市としてプール事業をどのように位置づけていたのかという御質問でございます。

市営プールの廃止理由は、施設全体の老朽化であります。具体的には、上屋鉄骨の腐蝕やすき間などの劣化、また、上屋シートの継ぎ目部分に大きな亀裂が生じ、シートの補修が不可能となり、上屋関連の設備に新設同様の経費が伴うことが主な廃止理由であります。

プール事業の位置づけとしては、幼児期では水に親しみながら泳ぎを覚える、一般的には、体育活動として体力の充実を図るための社会体育施設であるにとらえております。

2番目の、近隣市町のプールを利用させていただくための協議内容についてでございます。

近隣市町との協議内容ですが、赤平市教育委員会とは、歌志内幼稚園、小中学校等の水泳授業及び社会教育主催事業関係についての日程調整及び利用内容等について、既に協議済みであります。

また、市民が日常利用する方法につきましては、平成24年度から施設の相互利用協定を締結している上砂川町、奈井江町、浦臼町を含め、各教育委員会、プール運営管理者とそれぞれ協議を終えており、受付方法に若干の違いはありますが、基本的には、歌志内市民が利用する場合には、窓口において氏名、住所、学年などを記入もしくは名乗ることで入館できるよう了解を得ております。

3番目の、今年度の学校等のプール授業について、(1)保育所、幼稚園、小学校、中学校の実施内容について、(2)の市の教育委員会主催の実施内容について、(3)として、そのための交通手段と使用料の負担についてでございます。

(1)(2)(3)は関連がありますので、一括して御答弁申し上げます。

幼稚園のプール授業は3回、うち、1回は保育所の5歳児と合同で行う予定であり、小学校では全学年2回ずつ、中学校は1年生1回の授業をこれまでと同様に実施いたします。

教育委員会主催事業としては、子供水泳教室を8月10日から3日間予定しており、学校の授業を含め、赤平市民プールを利用し、いずれも市バスにより対応いたします。

なお、使用料につきましては、全額市が負担いたします。

4点目の、今までの個人で市のプールを利用していた市民の対応についてでございます。

(1)交通手段はどのように対応するのか、(2)使用料の負担、(3)市民への周知についてでございます。

こちらにつきましても、(1)(2)(3)は関連性がありますので、一括して御答弁申し上げます。

個人利用に伴う交通手段につきましては、各利用者、御家庭等での対応となります。

使用料につきましては、赤平市及び相互利用協定を締結している奈井江町、浦臼町の有料施設については、全て市で負担いたします。なお、市民への周知については、幼稚園、保育所、小学校を通じて、各家庭にプリントを配布しており、全市民に対しては、7月1日号の広報にプリントを折り込みすることとしております。

5点目でございます。新設プールの計画予定についてでございます。

市営プールにつきましては、今シーズンから赤平市及び施設共同利用の協定を締結している上砂川町、奈井江町、浦臼町のプールを利用させていただくこととなります。このため、今後の新設計画等につきましては、今年度の利用状況を見きわめ、市の総合計画などとの整合性を図りながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ありがとうございます。

それでは、順番に再質問させていただきます。

施設全体の老朽化により廃止に至った理由はおおむねわかりましたが、これまでも補修や修繕により管理していたと思いますが、急に廃止になったのは、施設の状況を把握しきれていなかったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） これまでも把握しきれていなかったのかという質問でございますけれども、これまでも修繕や補修を繰り返しまして、維持管理を行ってまいりました。今回、大きかった上屋の部分につきましても、平成25年、26年と、2カ年にわたり補修をしておりますが、昨年、プール終了時にシートの撤去を行った際に、施工されました業者から指摘を受けまして、これ以上補修による延命は今後是不可能である旨の結論に至ったというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 平成25年、26年にわたり補修をしましたとの答弁でしたが、平成25年、26年の補修工事はどのような程度だったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 維持補修にかかりました実績額でお答えさせていただきたいと思っております。

平成25年度につきましては、上屋鉄骨の補強、それから、漏水管修理などで約47万8,000円、26年度では、上屋鉄骨の補強、シートの補修、ろ過器、給水管補修などで約85万6,000円の補修等をしております。25年度、26年度とも上屋鉄骨の部分が大きくなっておりますけれども、水槽からの漏水ですとか、ろ過器のポンプなども全面的に老朽化しており、そういう工事修繕にかかる費用は年々ふえていたというところであります。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） わかりました。

それでは、2番目の、近隣市町のプールを利用させていただくための近隣市町との協議内容についての再質問をいたします。

各プールとの協議内容は終了しているということですが、シーズン中において、市民がどのように利用するのかわからない部分もあると思いますが、答弁以外に、心配や問題はないのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） ことしは市営プールを廃止しまして初めての年でありますので、子供ですとか一般の方を含めまして、歌志内の市民の皆さんがどこの施設をどのように利用されるかということがちょっとなかなか予測が難しいというところはございます。

昨年、今後のプールのあり方についてということで、幼稚園とか小中学校の保護者の方に、他の市町のプールの利用している状況について、アンケートの項目を設けまして、ちょっと調べさせていただいたのですけれども、昨年までは市営プールがありましたので、市のプールと並行してほかのまちのプールをどのように使っていたかという結果なので、想定している以外のこともあるとは思うのですけれども、ことし使わせてもらう各市町の施設のプールとよく連絡、連携を密にしまして、利用者の皆さん、市民の皆さんに迷惑のかからないように対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 今の答弁で、保護者の方にアンケートをとったということですが、保護者以外の市民の方にはアンケート調査をなぜ行わなかったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） これまでの歌志内の市営プールを使っていた方の利用の実績を調べますと、過去数年間にわたりまして、市内の子供さん、特に小学生の利用が利用のほとんどを占めておりますので、市営プールのことについてのアンケートは保護者の方にとらせていただいたという理由でございます。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） わかりました。

それでは、3番目の、今年度の学校等のプール授業について再質問いたします。

これまでと同様の学校授業や教育委員会の水泳教室が開かれているようですが、新たにふやすことは考えていないのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） まだ利用先のプールですとか、協力している学校ですとかとの協議中の部分もありますので、100%という答弁ではございませんが、教育委員会が行う夏休み期間中の事業、この中におきまして、チャレンジサマー事業というのがあります。ですけれども、この中に水泳の時間を加えるようなことなどで、少しプールと接する回数が増を図ってまいりたいということを考えております。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） チャレンジサマー事業にプラスして計画したいとのことですが、チャレンジサマー事業について、もう少し教えてください。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） チャレンジサマー事業といいますのは、夏休み中に、始まった前半に5回ほど、希望者、小学生ですけれども、学校に来まして、国語、算数のドリル学習などを行うというものを去年から行っております。午前中にそれを実施するというので、夏休みであっても早寝早起きなどの好ましい生活リズムを促しまして、あわせて、学習効果といいますか、勉強もしていただくということをおねらっているものであります。

それに加えて、ふやすという考えといいますのは、午前中に学校でそういうドリル学習などを終えた後、一たん、自宅で昼食をとった後、午後からは市内の家のそばの停留所から赤平のプールまでの送迎バスを走らせて、子供だけでも、この場合は赤平市民プールを考えているのですけれども、それを利用できる日を設けてまいろうということをおねらっております。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ぜひとも1回でも多くプールが利用できるよう、教育委員会で計画されることをお願いし、次の質問に移ります。

それでは、4番目の、今まで個人で市のプールを利用して市民への対応について再質問いたします。

子供を持つ親としては、子供のみバスでプールに行かせるのは不安であると思います。また、交通費の経費も利用回数に伴い負担が大きいと思います。教育委員会で一部負担でも考えることは難しいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 先ほども申し上げたところですが、今年度は初めての年ということがありまして、子供を含めます市民の皆さんがどのようなプールの利用のされ方をするのか、それを今予測するのは非常に難しいかなということも思っております。そのため、ことしはどのように利用されるか、利用実態、そういったことの把握に努めまして、このシーズン終了後に、声を聞いたり、または検証を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） わかりました。

それでは、5番目の、新設プールの計画予定について伺います。

ことし、今後のまちづくりの総合計画がつくられたとのことですが、プールは夏場における子供たちの楽しみであると思います。また、健康増進、体力の向上など、全身運動には最適な施設であると思います。さらに、高齢者にとって、体のバランス、リハビリ的な活用もあるかと思えます。今すぐ建設することはできないと思いますが、将来的にプールは必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 教育委員会といたしましては、今、プールがあった場合では、議員がおっしゃったとおりの、健康増進とか、体力向上だとかという形での活用が図られるものというふうに思っております。

しかしながら、今後の歌志内の子供たち、市民にとって何が必要なのか、また、どんな施設が必要とされ、現在、既存である施設の維持管理、補修などの延命を含め、また、新設をする、建て直すものはどういうものかという計画、これらの歌志内全体の計画の中、先ほど議員もおっしゃっていましたがまちづくりの総合計画の中で、市民の皆様や関係団体、教育委員会といたしましては学校教育関係者など、それらの皆様から御意見を伺いながら、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） わかりました。

確かに教育関係だけでなく、歌志内全体として検討することも多くあると思います。本日はプールに限って質問させていただきましたが、社会体育施設としては、プール以外にも、体育館も老朽化しております。今後の社会教育施設、学校施設との関係もあると思います。

新人議員として、僭越ですが、最後に総体として、教育長に質問させていただきます。

将来を担う子供たち、また、元気な高齢者など、市民全体における教育環境整備を今後どのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 山崎議員におかれましては、初めての質問で、プール1本に絞っていただき、さぞ緊張されているかと思えますけれども、御丁寧にお答えしたいと思います。

まず、前段に、教育委員会が管轄している部分では、子供たちを中心とする学校教育と、それから、一般の方々を対象とする社会教育という二つに分かれております。

まず学校教育で言えば、0歳児から15歳、14歳まで、中学生までの数で、ことし233名しかおりません。来年になりますと220名、ずっと推移をしていくと、5年後、要するに32年には、あくまでも推移ですけれども、169名という、今から65名ぐらい、ずっと少なくなってしまうというような、人口も同じように減少していくのですけれども、子供たちの数も減少していきます。

その中であって、それでは、例えばプール等の施設が、160名の子供たちにとってプールを、気持ちとしてはほしいのです。先ほども下山議員の質問の中にも、やはり夢を与えなければ子供というのは育っていかないというふうに思いますので、やっぱり夢を与えることは大切かと思えますけれども、現実的に子供の数だけ、あるいは先ほど主幹が申しましたように、一般人のプールの利用者というのはほとんどいなくて、一般でカウントされているのは、子供さんについてきた親の数が一緒に入場者数としてカウントされるものですから、実際、自分がプールで泳いでいるのかどうかというようなことでは、一般の大人の方が利用している頻度は非常に少ないのかなど。逆に、私、赤平だとか、あるいは滝川のサンテだとかに行っていて、歌志内の一般の方によくお会いすることがあって、歌志内のプールは使わないけれども、そちらのプールを使っているという方々にお会いすることがあります。つまり、そういうことを全部考えあわせて、先ほども下山議員の答弁の中にもありましたように、教育委員会だけではなくて、やっぱり保健福祉課、あるいはまち全体と、垣根を取っ払ってしまって、全体的に市民に対してどういうものがあるのかということを総合的に考えてまちづくりをしていくべきではないかなというふうに思います。

学校教育だけで、今、歌志内小学校、幼稚園、給食センター、歌志内中学校、4施設、それから、旧歌志内中学校の校舎、西小学校の校舎、グラウンド、それから公園等、それから、社会教育につきましては、東光児童館、こもれびの杜、それから公民館、郷土館、市民体育館、それから神威児童センター、図書館という7施設等を全部総合的に考えていかなければならないというような部分で、それも今年度、市の総合計画の中で、教育委員会は教育委員会としての考えを述べていきたいなど。

ただ、やはり子供たちを育てる部分、先ほど下山議員も言われましたように、夢と希望を持たせて、歌志内の教育理念の中には、子供たちに自信と誇りを持たせるということも教育委員会の中でうたっておりますので、そういうことを踏まえて、子供たちを育成していきたいなどというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ありがとうございます。

このたびは市営プールについて、市民の皆さんから私のほうに多くの意見が寄せられたことから質問させていただきました。

これからの社会教育施設のあり方も含めて、私も勉強してまいりたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（川野敏夫君） 山崎瑞紀さんの質問を打ち切ります。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 0 時 56 分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

質問順序 4、議席番号 5 番谷秀紀さん。

一つ、地方財政の論点について、新地方公会計制度の件について。

以上、1 件について。

谷秀紀さん。

○5 番（谷秀紀君） 久しぶりの一般質問なので、新人に返ったつもりで質問させていただきます。

質問に入る前に、最初に少し枕詞を申し上げます。

新地方公会計制度については、現行の会計制度の問題点を見直し、本年 1 月 23 日に総務省より統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表されたところであります。

このたびの新地方公会計制度については、背景や意義などを解説するとともに、財務関係書類等をマニュアルどおりに作成するのではなく、自治体の行財政改革のためにどう活用すべきかが問われているものと考えます。

また、平成 25 年 8 月に、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会の中間まとめ」では、実務上の課題と対応の方向性として、「地方公会計の推進に貢献する人材の育成・教育」が挙げられています。

そこで質問ですが、①総務省より要請されている統一基準による財務書類の作成には固定資産台帳の整備が不可欠であるが、その進捗状況を伺いたいと思います。

次、質問の②でございます。固定資産台帳の整備には、特別交付税措置の財政支援が予定されております。この内容についても確認をされているのか、伺いたいと思います。

質問の③総務省は人材育成の観点から、自治体職員向けの研修を実施する予定も考えているが、積極的に職員を派遣し、今後の職員配置も含め、新基準による財務書類の作成にはシステム整備が不可欠だと考えます。そこで、体制整備について、どのように考えておられるかを伺います。

質問の最後の④でございます。今後、新地方公会計制度の導入により、これからは他の自治体比較や経年比較が可能となり、自治体の財政状況のチェック機能が向上することにどのような見解を持っているか。また、市民に対しての行政サービスのメリットについても見解を伺いたいと思います。

以上 4 点について、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 私からは、件名、地方財政の論点について、新地方公会計制度の件についての①から④について御答弁申し上げます。

①の固定資産台帳の整備の進捗状況の件でございますが、固定資産台帳の整備につきましては、公共施設等総合管理計画とあわせまして、平成 27 年度、28 年度の 2 カ年で整備することとしており、これらの整備に係る委託料を債務負担行為により予算計上をしております。これらの整備を短期間、かつ効率的に実施するには、財務、資産評価等に係る高度な専門知識及び類似事業の実績を持つ事業者の支援が必要なことから、現在、公募型プロポーザル方式により受託者を募集しております。プロポーザルの内容につきましては、6 月 5 日に市ホームページ

ジ等により掲載し、6月23日火曜日を参加申し出期限、6月30日火曜日を企画書提出期限、7月の上旬から中旬にかけて、2次審査でありますプレゼンテーションを行い、7月末には候補者を決定する予定であります。

次に、②の固定資産台帳の整備には交付税措置がされているが、把握しているかとのことですが、平成26年度から平成29年度までの4年間は、固定資産台帳整備のための資産評価及びデータ登録に要する経費は特別交付税措置により財源措置がなされ、措置率は2分の1で、財政力補正があると把握をしております。

次に、③体制整備等についてでございますが、新公会計制度関係の職員研修につきましては、平成26年度は北海道市町村職員研修センターが実施する2日間の研修に1名、国が設置した今後の新地方公会計の推進に関する研究会の構成委員が所属する監査法人が開催するセミナーに職員2名を派遣し、今年度につきましても同監査法人が開催するセミナーに職員3名、同研究会の委員であります大学教授のセミナーに担当課職員1名が参加しております。今後も道央圏で行われる研修会等についてはできるだけ参加したいと思っております。

統一基準による財務書類の作成につきましては、固定資産台帳の整備と同様、高度な専門知識が必要であり、コンサルティング等に要する経費は、その2分の1が特別交付税の対象となることから、次年度以降、その支援業務を専門業者に委託するため、施策候補として頭出しをしております。

また、国は統一基準による地方公会計の整備促進のため、今年度中に標準的なソフトウェアを開発して無償提供することとしておりますので、この提供を待って、市の電算システムの整備、改修や、職員配置を含めた体制整備が必要なのか、検討する予定でございます。

次に、④チェック機能が向上することによりどのような見解を持っているかと、市民に対して行政サービスのメリットについての見解の件でございますが、地方公会計制度は、現金主義会計による予算、決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実に期待できるため、その整備を進めていくことは極めて重要であると考えております。

当市におきましては、平成22年度決算から新地方公会計制度による財務書類を総務省方式改定モデルを作成し、公表してまいりましたが、この総務省方式改定モデルにつきましては、全国の8割以上の自治体が採用したため、自治体間の比較がしやすく、システム整備の費用がかからないなどのメリットがありました。固定資産台帳や複式簿記によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するため、精緻を欠くという課題がございました。

今回、国から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成について、統一的な基準が示され、全国の自治体が原則平成29年度までにこの基準による財務書類を作成し、公表することになりますので、全自治体同一基準による比較が可能となります。

この固定資産台帳等を整備することにより、公共施設等のマネジメントへの活用や、複式簿記による発生主義が導入され、将来発生することとなる負担を踏まえた意思決定が可能になるなど、透明性の向上が期待されます。

このように、統一された基準による客観的なデータにより、類似団体との比較、各項目を経年比較や分析、チェックができる環境が整うことは望ましいことと考えております。

また、現在は単年度収支に重点を置いた予算編成になりがちですが、統一的な財務書類の作成により、現金主義会計では見えにくい資産や負債の残高や変動状況、コストなどの情報を把握することで、現行の会計制度による財務情報を補完し、効率的な行政サービスを目指すことにより、将来世代に過大な負担を残さないよう、中長期的に安定した財政運営に活用すること

が、統一的な基準により財務書類を作成することのメリットと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） これから私、何点か再質問しますが、ただいま松井課長の答弁の中に、再質問しようかなという中身が結構入っております。相当研究されておられるのだなど、敬意を表します。

この公会計は、今後、当市の財政運営の核となる、大きな意味と影響を持つことになろうかと思えます。

そこで、自治体の行財政改革の一環として、現行の会計制度の問題点があるということから、昨年4月30日に、今後の新地方公会計の推進に関する協議会、先ほどちょっと答弁でも出ましたね。その中で議論されて、報告書として取りまとめられ、そして固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示して、そして本年の1月までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として今年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請されているものと思っております。

この総務大臣通知によって、統一的な基準による地方公会計の整備促進をするために、まず固定資産台帳の整備から行いなさいということになって、昨年5月23日付で、今、前段に話した総務大臣通知の要請ですが、いわゆる行政改革推進法が制定された、たしか平成18年度、法律第47号ではなかったかなと私は記憶しているのですが、この推進法の62条の2項もちょっと絡んでくるのです。政府は、地方公共団体に対して云々とありますが、企業会計の慣行、俗に言う慣例ですか、これを参考とした貸借対照表、その他の財務書類の整備に関し、必要な情報の提供、助言、その他の協力を行うものとするとの規定が盛り込まれました。

そこで、再質問ですが、この規定が盛り込まれたことは御承知でしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 今、谷議員がおっしゃったのは、18年のときの部分だと思えますが、それが盛り込まれたことによりまして、国のほうでも、総務省方式の改定方式ということで、簡易的な部分でできるシステムというか、マニュアルを作成して公表しておりますので、約8割を超えている自治体が、先ほど言いましたけれども、比較しやすいですとか、コストが余りかからないということで、それを採用して、当市も採用しております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 確かに行革の推進法を実施するに当たって、今、課長が答弁した、平成18年8月、総務省より具体的な指針がここで示されたのですよね。この示された中では、原則として国の作成基準に準拠して、発生主義の複式簿記の導入を図って、いわゆる財務書類と言われる4表、すなわち貸借対照表、それから行政コスト計算書、それから資金収支計算書、純資産変動計算書の作成が求められて、財務書類の作成方法としては、基準モデルと、いわゆる先ほど答弁していましたが総務省方式改定モデルの二つがここで示されて、そして基準モデルとは、固定資産台帳を整備して、複式簿記によって財務書類を作成するモデルであることは御承知のとおりだと思います。

それから、また一方では、総務省方式改定モデルは、例年、各自治体で作成されている決算統計、我が市でも使っていますけれども、情報を活用した財務書類を作成することが容認されたモデルだということは御承知だと思います。

それから、行革推進法が制定された当時は、ほとんどの自治体が、作成時の負担が少ない、

先ほど申し上げました総務省方式を確かに選択しているのです。これも承知かと思えますし、それで答弁があったと思います。

そこで質問なのですが、今度は統一基準による財務書類の作成ですから、最大のハードルは何でしょうかということでも再質問しようとしたら、先ほど最初の答弁の中に結構答弁されています。一応端的に、簡単に、縮めて、何であるかということ、御認識だとは思いますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 最大のハードルということでは、特に歌志内の場合につきましては、固定資産台帳の整備、これが一番大きい部分でございます。あと、複式簿記の部分、この2点になろうかと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） まさに固定資産台帳の整備なのですね。そこで、さらには、やはり固定資産台帳の整備をするために、庁内体制が今後問われると思うのです。

それで、固定資産台帳の整備が進んでいない自治体についてはまだあると思うのです。その体制整備がとれていないところは、とれていない自治体ですと、総務省より言われることになって、そこで公会計の推進のために四つの例が今度記されていると思いますが、御承知しているものと考え、そこで当市では、この四つのパターンから選択して、体制整備をしていくのかなど。と申しますのは、体制整備なくして固定資産台帳の整備は不可能ではないかと、このように考えるからであります。この体制整備をどのようなパターンを考えておられるか、このことについてお答え願いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 体制整備の関係でございますが、先ほどちょっと御答弁で申し上げましたが、今、専門性が必要だということで、その作成の支援をプロポーザルで募集しております。そのプロポーザルの業者につきましては、実績等、十分ありますので、どういうやり方が効率的なのかということ打ち合わせをしまして、その打ち合わせ後に、全庁的に資産を把握して、それで固定資産台帳を作成していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 先ほど最初の答弁もいただいているのですが、参考までなのですが、公会計の取り組みの先進地、御承知かと思えますが、習志野市では、一応参考までですが、総務省よりの4パターンの一つであります、公会計改革タスクホース組織を設置して、委員会、ワーキンググループ等を設置して推進するパターンで、財政課、管財担当課、会計課などから選抜した職員による委員会、それでワーキンググループ等を設置しているようです。

ちなみに4パターンは、財政課長は承知していると思いますが、参考までに、まず四つのパターンをお話ししますと、一つ目は、委員会、今言った習志野市が採用したものです。

2番目が、所管担当課が会議を開催して推進するパターン。主に担当課、財政課だと思いますが、課長職などの庁内連絡会議を設置して、その下に主任、主査などの作業部会を設置し、庁内連絡会議の意思決定機関は庁議などの会議とすると、これが総務省で言っている二つ目のパターンです。

それから、三つ目のパターンは、財政課や会計課等が中心となり推進するパターン。財政課や会計課等が全体を総括して、各課に調査を指示して行くと、これが3日目。

それから、最後の4パターン目は、財政課等と管財担当課と共同で推進するパターン。財政課や会計課等が総括するが、管財担当課に土地や建物などの固定資産台帳の整備の一部を任せ

る方法などが掲げられております。

そこで、先ほど答弁ありましたけれども、やはり固定資産台帳整備が成功するためには、三つの重要なポイントがあることを御承知でしょうか。このことについて伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 三つのポイントという部分につきましては、どの部分かということとはちょっと把握はしておりませんが、当市のやり方としては、プロポーザルの委員会を設置しまして、その部分につきましては、資産を多く持っております建設課と、財産管理をします財政課と、この2課の職員5名で委員会を作成して、その中で進めていく予定でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 本当に固定資産台帳整備、これが成功するかしないかで、やはり将来の財政問題に大きく影響します。大変な作業なのですね。そんなことで、これを研究している大学の先生の本から、私、ちょっと抜粋してみた。3点ほどあります。この三つのポイントが重要だよと。

一つは、やはり担当する職員にきちっとした権限を付与、辞令交付などで付与された職員がリーダーシップを発揮することだよと。

二つ目は、各課が協力体制をとって、また、意識が高いことで、各課の作業内容の周知が徹底できることにすべきだよと。

三つ目が、整備時期を明確にするべきだよと。そして計画性を持って組織を挙げて取り組みをすると、これが成功のための三つのポイントだよということを学者が言っているのです。

こんなことも一応今後参考にされたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） その部分につきましては重要なポイントですので、参考にさせていただきます。

整備の時期につきましては、一応目安が決まっております、プロポーザルのほうでも公開しておりますが、財産台帳につきましては今年度末を一つの目標としまして、来年度は更新のシステムづくり、この部分をつくっていきいたいというふう考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） そこで、体制整備の組織体制の強化に加えて、人材育成の問題がございます。これは重要な問題だと考えております。この人材育成が含まれると考えますが、これについて、やっぱり行政のトップ、歌志内を運営するには、人材について、やはり市長かな、答弁は。これについての市長の見解は、どのように思っているか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 現在、職員をしかるべく研修施設に派遣しております、年間を通して職員の育成に努めているところでございます。

また、先ほど課長からも答弁がございましたように、この件に関しましては、そういう関係の研修に職員を現在派遣しているところでございます。

今回の問題についての対応については、時期が来ましたら、我々も含めて、どう体制を整えていくかということにつきましては、知恵を出していかなければならないと思いますけれども、そういう中で、通常業務の中で理解している者もいるでしょうけれども、このための組織、あるいは配置人員、そういうものについてどのように進めていくかは、庁内の関係課長の中で議論しながら体制を組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） まさに本当に今回のこの公会計の関係の体制整備について、やっぱり非常に中身が大変なので、やはり人材の問題については大いに、今、市長がその旨の答弁ありましたので、それなりに私も聞き及んでおきますが、本当にこの体制整備をするための人となる人、これは本当に歌志内の財政問題を今後左右するわけですから、ひとつぜひそういう人材を活用して、いい体制をつくっていただきたい、このように思います。

それから、今、公会計が今後施行されることについて、実はこれからの時代の人は財務書類のチェックができる、我々も指摘されているのです。チェックができる議員が求められてくるわけなのです。これは大きな指摘で、注目されている一つのところでもございます。そして、財務書類活用の目的は、人口の減少する中で、限られた財源を、言うならば賢く使うことにつなげることだと考えます。

そこで質問なのですが、特に固定資産台帳の問題の絡みなのですが、公共施設などの老朽化対策が今後大きな課題となっております。しかし、決算統計や財政健全化の指標からは、資産の老朽化の程度を把握できていないと思います。ですが、固定資産台帳を整備することによってわかる、資産の老朽化の程度の指標である老朽化比率は有用な指標となるものと考えますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 財務書類の中で、貸借対照表等によりまして老朽化比率ですとか純資産比率、こういうものを把握することは、それを分析することは非常に重要なことだと思います。老朽化比率のほかにも、先ほど言いましたが、公共施設の総合管理計画というものを作成します。それは2年間で作成しますが、その中で、公共施設を今後どうするのかという部分を、その計画の中に、更新に対する考え方とか、その部分を含めていきますので、その中で、老朽化の優先順位とか、そういうものをつけて、予算編成に役立てていきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 総務省より今示されております財務書類等活用の手引、御承知だと思います。その中で、特に重要だと思うポイントを解説しておりますけれども、この手引の中では、財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化も求められています。それで、自治体の財政状況に関する説明責任は議会に対しても果たさなければいけないと考えますけれども、これについて見解をお伺いしたいと思います。

と申しますのは、現行制度において、自治体の長は、歳入歳出決算を議会の認定に付する際、会計管理者より提出された歳入歳出決算の事項別明細書、実質収支に関する調書だとか、それから財産に関する調書、及び通常は財政当局で作成する主要な政策の成果を説明する書類をあわせて提出することになっていることは、自治法の233条及び同施行令の166条に記述しております。このことを踏まえての見解の答弁をちょうだいしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 決算の内容につきましては、例年、議会のほうへ御説明していることだと思います。あるいは、定められた関係の帳票等につきましても添付しながら、決算の報告をするという形が従来のものだと思っております。

今回のものについては、既にこれが議論されて久しい、年数は経ていると思います。話題になったのは、石原知事が国に対しても申すということで、民間の公会計制度を公も取り入れるべきだと、こういうことから私は始まったのでないかというふうに記憶はしているのですが、いよいよここ数年来、国も入りまして、具体的にやはりその手法をとっていくということ

で、その手法についていろいろと御指導が出てきていると、このように考えております。行政のほうでも、既にこの情報は早くに受けておりました、ここ何年間か、これからの職員、あるいはその仕事に携わっている職員を選抜しまして、その研修に出しているということは先ほど課長のほうからお話があったと思います。今後、御指摘の議会のほうへも、しかるべき書式といたしますか、そういうものが示されると思いますので、そういうものに基づいて、誠意を持って議会のほうへ説明したい、このように考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 冒頭に申し上げましたように、私が意図するところはほとんどきちっと研究され、答弁されていると思います。それで、冒頭に松井課長に敬意を表しますというお話をしたわけでございます。

それで、財務書類の早期公表に向けて、そして、いつごろをめどにしておられるのか、そしてまた、できればやはり一日でも早く、今、市長も申し上げていたのですが、やはり人材の活用の問題もございますから、非常に歌志内も財政難、財政難という形の中で来た中で、苦慮することも多いだろうと思います。そういったことも含めて、先ほど私が質問の中で、今後、29年度までにやりなさいよとなっておりますけれども、一応財政課としてはどの辺で考えておられるのか、これを聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 公表という部分で、ちょっと前段に説明をさせていただきたいと思いますが、総務省改定方式、こちらのほうにつきましては、財務4表をつかって公表しております。この部分につきましては、平成25年の2月26日の行政常任委員会、こちらのほうに報告をして、議員の皆様にも説明をさせていただいております。それ以降、付議事件にならなかったことと、当課のほうでも報告事項として報告していなかったものですから、それ以降、正式に議員の皆様の方に報告はしておりません。

あと、先ほど言いました統一的な基準、これはまず固定資産の台帳を今年度中につくりたいと。それができてからの形になりますので、どうしても29年度ぎりぎりになりますので、公表はそれからということになると思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 確かに私も先ほど質問しました4表、これらも含まれるから、そういったことで、総務省も恐らく29年度までというのは、やはり地方自治体の事情だとか、そういうものを勘案して、恐らく27年度から3年間というスパンを置いたのではないかと私も理解はして、関係文書を読んでいたのです。そんなことで、29年度となりますと、30年度に入ってからという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） まだちょっとはっきりしたことは言えませんが、28年度決算を29年度中に作成して、30年度の早々に公表するようなスケジュールになるのではないかと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 先ほども質問の中で申し上げましたが、我々議会人も、このことを非常に今度は相当研究、勉強していかなければ、本当にあらゆる面で議会議員の資質を問われてくるのかなと、このように私も自覚をしております。今後、この問題はちよくちよく行政サイドのほうからやはり出てくるのかなと、進捗状況によって報告されてくるのかなと。このことをしっかりとやっていただいて、そして期待しておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さんの質問を打ち切ります。

延 会 の 議 決

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事が終わりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

延 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 本日は、これにて延会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 1時34分 延会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 谷 秀 紀